

越監告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 7 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象 ①監査執行団体・執行期間
金華山林業振興組合（指定管理）
令和 5 年 8 月 24 日～8 月 25 日
②監査対象
令和 3 年度及び 4 年度中の財政的援助を与えた事務事業
- 4 監査の着眼点
令和 4 年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に係る所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。
なお、今年度は、①協定書や関係法令等の遵守 ②内部管理体制（出納関係処理の整備・保管状況、チェック体制等）③所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施を監査の重点項目とした。
- 5 監査の実施内容
監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。
- 6 監査の結果
今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項 3 点については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭

にて指導し改善を促した。

区 分	指摘事項
団体名	金華山林業振興組合（所管課：農林整備課）
表 題	経理区分について
<p>協定書第6条（会計区分）において、指定管理業務の会計は、団体（組合）の会計とは別に独立した区分経理を行わなければならないとしている。当組合は、指定管理業務の実績報告を元帳から抜粋し作成していたが、合理的な根拠（共通経費における按分の規定等）を明確にしておらず、市への報告書と異なる内容の決算書となっていた。</p> <p>令和2年度の監査においても区分経理について指導を行っているが改善されていないことから、改めて指導を徹底されたい。</p>	

表 題	備品の管理について
<p>金華山グリーンランドの管理に関する協定書では、指定管理者は市が無償で貸与した備品を管理すること、備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は市に報告すること、管理業務のために購入した備品はその帰属について市と協議することを規定しているが、協定書に沿った管理がされておらず、市に報告のないまま市貸与備品が廃棄され、指定管理者によって補充されていた。よって、現在施設で活用されている備品が、市貸与備品か、指定管理者が管理業務のために購入した備品か、自主事業のために購入した備品か、確認できないものが多数見受けられた。</p> <p>令和2年度の監査においても同様の指導を行っており、今回の監査までに備品及び備品台帳の整理が行われていなかったことは遺憾である。指定管理者に対して早急に指導を行うよう、また、協定書に規定された業務の履行確認を適切に行うよう再度指摘する。</p>	

表 題	自主事業について
<p>指定管理者の自主事業（バーベキュー資器材の提供、オートキャンプ場の設置運営、自動販売機の設置）について、協定書第3条に基づき承認しているが、次のような事例が見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none">① バーベキュー資器材の提供は、無料施設（バーベキューハウス、休養施設）の利用を含む事業であるが、資器材の提供のみ自主事業として承認しており、行政財産の使用に関する手続きを行っていない。自動販売機の設置も同様である。② 市の備品である卓球台の貸出しを自主事業としていた。 <p>指定管理者と協議のうえ自主事業の整理を行うとともに、協定書に基づき適切な手続きを経て自主事業を実施するよう指導されたい。</p>	